

大分市産農林水産物「中食・外食」等活用促進支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分市産農林水産物「中食・外食」等活用促進支援事業の実施に関して、大分市産農林水産物「中食・外食」等活用促進支援事業補助金交付要綱（令和4年4月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(「中食・外食」等活用推進品目)

第2条 要綱第2条第1項第1号に規定する推進品目（以下「推進品目」という。）は、別表に掲げるもの（原則として大分市産の品目に限る。）とする。

(補助対象者の公募)

第3条 市長は、要綱第3条第1項に規定する補助対象者を公募するものとする。

(申請書に係る書類の様式)

第4条 要綱第6条第1項の大分市産農林水産物「中食・外食」等活用促進支援事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の添付書類のうち次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める別紙による。

- (1) 事業計画書 別紙1
- (2) 収支予算書 別紙2
- (3) 消費税課税事業者届出書 別紙3
- (4) 暴力団の排除に係る誓約書 別紙4
- (5) 大分市産農林水産物「中食・外食」等活用促進支援事業に係る誓約書 別紙5

(審査)

第5条 提出された申請書は、次に掲げる基準に基づき総合的に審査するものとし、必要に応じて、追加資料の提出、説明等を要綱第6条第1項に規定する申請者に対し求めるものとする。

- (1) 催事の内容が推進品目の魅力の発信に効果的、且つ妥当であるか
- (2) 催事の名称が本市又は推進品目の訴求に効果的であるか
- (3) 推進品目の使用量が多く、且つ推進品目の生産者に対し幅広い波及的効果が見込めるか
- (4) 推進品目の供給体制の見込みが安定的であるか
- (5) 催事の広報の手法が効果的であるか
- (6) 催事の予算が妥当であるか

(軽微な変更)

第6条 要綱第8条第1項ただし書の軽微な変更は、次に掲げるものとする。この場合において、市長は、同項に規定する補助事業者に対して、当該変更前に協議を求

めるものとする。

- (1) 要綱第4条第1項に規定する補助対象経費の20%以内の増減
- (2) 事業目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の変更

(実績報告の期限等)

第7条 要綱第9条第1項の別に定める日は、要綱第9条第1項に規定する補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は要綱第7条の規定による交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

2 要綱第9条第1項の大分市産農林水産物「中食・外食」等活用促進支援事業実績報告書の添付書類のうち次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める別紙による。

- (1) 事業実績書 別紙6
- (2) 収支決算書 別紙7
- (3) 消費税課税事業者届出書 別紙3

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

「中食・外食」等活用推進品目
大葉、にら ^{※1} 、みつば、せり、パセリ、かいわれ、ごぼう、いちご、びわ、柿、いちじく、温州みかん、ゆず、甘夏、しいたけ（生、乾）、牛乳 ^{※2} 、あじ、さば、ぶり、たい、いさき、くろめ、さわら

※1 大分県農業協同組合が取り扱う「大分にら」を含む。

※2 市内で製乳（製品化）されたものであること。